

平成 2 7 年 第 4 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会
会 議 録

平成 2 7 年 1 2 月 3 日 開会

1 6 日 間

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成27年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成27年12月3日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 井上昭司

2番 関口ほづみ

3番 徳丸幸夫

4番 浅野利夫

5番 清井浩

6番 田中博治

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

7番 山形研介

2番 関口ほづみ

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 松村典英 主査 井ノ本純一

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親 副村長 吉田裕彦

教育長 矢倉龍男 人事財政課長 菊井佳宏

会計管理者兼
総務課長 中野光二 住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 和田博幸 健康福祉課参事 西口美和

まちづくり課長 森田洋文 理事 高橋昭二

施設整備課長 赤阪秀樹 理事 西川浩和

理事 松本賢一 教育課長 北浦秀明

教育課参事 近藤和浩

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

日程第4 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第5 議案第67号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第 6 議案第 68 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第 69 号 千早赤阪村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について
- 日程第 8 議案第 70 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について
- 日程第 9 議案第 71 号 千早赤阪村税条例の制定について
- 日程第 10 議案第 72 号 千早赤阪村税条例の改正について
- 日程第 11 議案第 73 号 千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について
- 日程第 12 議案第 74 号 千早赤阪村国民健康保険条例及び千早赤阪村介護保険条例の改正について
- 日程第 13 議案第 75 号 平成 27 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 14 議案第 76 号 平成 27 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 77 号 平成 27 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 16 議案第 78 号 平成 27 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 17 議案第 79 号 平成 27 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 報告第 7 号 専決処分（工事請負契約の変更締結）の報告について

午前10時00分 開会

○井上議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年第4回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

○松本村長 皆さん、おはようございます。

きょうは12月議会の初日となりました。ことしもあと少しを残すのみとなりました。ちょうど私どもの千早赤阪村は、住民の皆さんの御協力、議員の皆さんの御協力並びに職員の努力により、ほぼ健全に日常業務をこなせるような状況になりました。これも議員の皆さんの協力のおかげと感謝しております。

今、私は、議長ともどもでございますが、町村長会の会長あるいは町村議長会会長として、国、国会議員や国の官僚と接する機会が非常に多いのですが、最近特に国のガバナンス、いわゆる統治の形が急変しつつあるような感じがいたします。

特に地方に対しては昔のように、ただ適当にやるのではなしに、やる気のある町村は徹底的にサポートするが、やる気のないところはそれなりにしかサポートできないと。また、私どもの村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成いたしました。やる気を見せる側に入ろうと、今努力しているところでございます。

またもう一点は、オリジナリティー、いわゆる独創性のある事業に手は差し伸べますが、物まねについては一切だめや、特に今国の方針としてはコンサル屋に任すようなことでは絶対あかんでというふうな感じでございますし、またそれとともに、いわゆる地域特性を考えた、地域の特徴をつかんだ事業展開が必要やと、そういうふうに申しております。

それと、いま一は必ず数値目標を明確にすること、いわゆるPDCAの手法を用いまして事業の推進、廃止を迅速に行うということが大切だと言われております。まさに今民間に求められていることを行政にも求めていると考えて間違いございません。

厳しさを増す国の財政、あるいは厳しい財政状況の続く大阪府の中で過疎の村が普通の村にカムバックするには、いわゆる独創性のある、元気の出る政策が必要でございます。ぜひ議員の皆さんの知恵をおかりいたしまして、私たち行政とともに、近い将来過疎からの脱却を図る村づくりを精いっぱいやりたいと考えております。議員の皆様の御協力をお願いし、冒頭の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○井上議長 次に、11月27日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

清井議会運営委員長。

○清井議会運営委員長 去る11月27日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、議案第67号から第79号までの13議案と報告第7号専決処分の報告でございます。

審議方法につきましては、議案第67号、第68号は1議案ごとに本会議において審議することに決しております。議案第69号から第79号の11議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日12月3日から18日までの16日間と決しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

以上でございます。

○井上議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○井上議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番山形議員、2番関口議員を指名いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月3日から18日までの16日間といたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月3日から18日までの16日間と決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第3、諸報告に入ります。

11月16日から17日に実施いたしました議員会派合同研修について、浅野議員から研修報告をしていただきます。

浅野議員。

○浅野議員 11月16日から17日にかけて、議員会派合同研修として高知県安芸郡馬路村の視察研修を実施しましたので、御報告をいたします。

馬路村の概要ですが、高知県35市町村で人口が2番目に少ない村です。市町村合併の機会も幾たびかありましたが、村民の反対多数により合併協議を離脱しており、村民の自立意識が高いのが特徴であります。

地理的には高知県の東部で、1,000メートル級の山々に囲まれた山間に位置し、高知市からの所要時間も約2時間、徳島県と隣接しております。人口は1,000人の村と聞いていたのですが、直近のデータでは約900人でした。面積は本村の約4.4倍、165平方キロで、96%が山林で占めております。高齢化率も本村より高く、2010年のデータで比較すると、馬路村は35%で、本村は31.2%であります。

今回の視察の目的は、人口の少ない村がユズの生産でまちおこしを図り、全国的にも一躍有名になっているため、その成功事例の研修であります。

馬路村につながる県道12号は道路幅も狭く、対向車が来たら大変だなとの思いもありましたが、行き交う車両もほとんどなく、案外早く馬路村の中心地に到着しました。日本で最も美しい村連合の一つと言われているだけに、周辺を見回しても、静かな安田川の流れと木立の中に家が点在しているだけで、農産物直売所の方や工事関係者以外の住民の方の姿も余り見かけませんでした。

視察を受け入れていただいたのは、馬路村役場ではなく、馬路村農業協同組合です。ゆずの森加工場に到着して最初に目に飛び込んできたのは、村の思いをつづった大きな看板でした。そこには次のようなことが書かれておりました。原文のまま読み上げますと、「僕たちは人口1,000人の村です。杉を切り、ユズを育てて暮らしています。かつて栄えた林業が衰退していく中、村ではユズが植えられました。村の人たちがつくったユズをとにかくまちに届けたい、出ていった若者に村に帰ってきてもらいたい、僕たちの村がまちの人から忘れられてしまわないようにしたい、そんな思いでユズ加工品をつくっています。村のユズ農家190戸、農業職従業員90名、村のユズ産業が少しずつ形になり始めました」というものです。

2階の研修室に案内され、ユズの生産開始から成功までを記録したDVDを約15分視聴した後、担当者から種々説明を受けました。

近隣の農業協同組合が合併する中、馬路村農協では単独での生き残りを図り、昭和38年からユズの栽培を開始、昭和40年ごろから本格的にユズ栽培も始まりましたが、無農薬栽培でもあり、各農家のユズの形や見ばえも悪く、品質にもばらつきがあり、販売は低迷、当初は赤字の連続であったとのことであります。

昭和50年、ユズの果汁を利用した加工品として、ユズ酢、ユズジャム、ユズみそなどの生産が始まりました。昭和62年にはユズジュースとして商品名「ごっくん馬路村」を

開発し、63年には人気商品として定着しております。売上高も1億円を突破し、同年には日本の101村展でジュース「ゆずの村」が最優秀賞を受賞しております。ユズ栽培を始めてから10年が経過しておりました。平成2年には「ごっくん馬路村」は農業部門賞を受賞、平成5年には売上高が10億円を超え、平成6年度朝日農業賞を受賞、平成10年には売上高は20億円を超えています。

平成12年からインターネットでの販売が開始され、受注から商品発送までをコンピューターで管理しており、受注センターにはパソコンと対面しながら注文を受けている女性の方が約15名おられました。

ユズ果汁を使った商品が中心でしたが、ユズ皮を使ったふりかけや茶漬け、昆布茶など、またユズの香りを生かした入浴剤、化粧水、美容液なども生まれています。今までに開発されたユズ製品は30を優に超えております。販路も東京や大阪など大都市のみならず、北海道まで足を延ばし、平成17年には売上高が本村の年間予算に匹敵する30億円を突破したとのことでした。

質疑応答では、役場と農協との関係はどの問いに、毎年役場から補助金を受けており、一体として事業している。ここでは担当者でしたので細かい数字は上げられませんでした。ポン酢の販売状況はどの問いに、年間700万本販売している。従業員の方は全て馬路村の方ですかとの問いには、担当者自身も隣の安田町からで、地元の方でなく、近隣からも来ているとのことでありました。TPPでの影響はどの問いに、気がかりではあるが、いつまでも馬路村農協として、顔の見える形で、テレビのコマーシャルなどを利用し、全国に発信していきたいとのことでありました。

質疑応答の後、完璧な衛生管理のもと、ガラス越しに2,000リットルの調合タンクや1日に13万本製造するジュース「ごっくん馬路村」の瓶詰作業場、また人手による荷づくり、配送作業など、加工場を見学いたしました。

馬路村は鉄道もなく、交通の便は決してよくありません。大阪市内まで1時間で行ける本村とは大違い。当初は狭い道路を長時間かけて製品の出荷をしていたようですが、今では道路事情もよくなり、運送に関しても日々宅配業者が集配に来てくれるので助かっているとのこと。

成功した要件は、時代を先取りしたユズの栽培だけでなく、山間部で自立意識も強く、まちおこしにも危機感を持って、農協が主体となり、住民と農協の協働で事業を行い、一体感が強く感じられたことでもあります。本村ではなかなか難しいと感じた次第であります。

最後に、馬路村役場の職員の顔が見れなかったのが残念な印象として残りました。

以上で報告を終わります。

○井上議長 続きまして、南河内環境事業組合議会の徳丸議員から組合議会臨時会の経過報告がございます。

徳丸議員。

○徳丸議員 平成27年11月6日、第1回南河内環境事業組合議会臨時会が開催されました。その内容の御報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から本日の議会運営委員会において、議会運営副委員長に河南町の福田太郎議員が議会申し合わせ事項に基づき選出されたこと、また確認事項として、提出議案は議案書のとおりとし、会期は1日、来年の第1回定例会は2月12日金曜日午後の日程で開催されるとの報告がありました。

次に、事務局より、今期臨時会における議長等役員改選における議会申し合わせ事項についての説明及び本年10月からの一般持ち込みごみ搬入の組合直接受け付け開始にあわせ導入された監視装置の設置状況についての説明と現場の視察がございました。

続きまして、本会議では7件の議案提出案件がありました。

1、承認第5号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日より施行され、共済年金が厚生年金に統一されることから、所要の改正を行うもので、富田林市の本年9月市議会において関連する条例の一部改正が可決されましたので、本組合も準じて、9月25日付専決処分したものを報告するもので、原案どおり承認されました。

2、監査報告第3号例月出納検査の結果報告についてでございますが、平成27年度の7月から9月分の検査結果の報告でありましたが、特に問題はなかったとのことであります。

3、許可第1号組合議会議長の辞職許可については、河内長野市選出の駄場中大介議長の辞職が許可されました。

4、選挙第2号組合議会議長の選挙については、議会申し合わせ事項に基づき、河内長野市選出の桂聖議員が議長に選出されました。

5、許可第2号組合議会副議長の辞職許可については、太子町選出の村井浩二副議長の辞職が許可されました。

6、選挙第3号組合議会副議長の選挙については、同じく議会申し合わせ事項に基づき、千早赤阪村選出の私徳丸が副議長に選出されました。

7、同意案第3号南河内環境事業組合監査委員の選任についてでございますが、この件

については議会申し合わせ事項に基づき、識見を有する監査委員として、河南町の遠藤忍氏にかわり大阪狭山市の北井末廣氏を、議会選出の監査委員には河内長野市の山口健一議員にかわり同市の三島克則議員を選出する同意案でございまして、原案どおり同意されました。

臨時会の提出案件については以上のとおりでございます。

簡単ですが、これをもちまして報告とさせていただきます。

○井上議長 以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○井上議長 議事日程第4、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本選挙につきましては、選挙管理委員会委員長から地方自治法第182条第8項の規定により、平成27年12月24日をもって任期満了となる選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うよう通知がございました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、議長が推薦する候補者を議会事務局長に朗読いたさせます。

○松村議会事務局長 選挙管理委員会委員及び補充員の候補者を朗読いたします。

これにつきましては、お手元に配付しております選挙管理委員会委員及び補充員候補者名簿により、役職名、住所、氏名、生年月日及び補充員の順序で朗読いたします。

選挙管理委員会委員、東阪156番地の3、矢田幸男、昭和22年3月12日、委員、吉年133番地、井本齋、昭和23年9月17日、委員、川野辺148番地、川邊收、昭和21年11月5日、委員、小吹68番地の65、藤井恵津子、昭和26年10月3日。続きまして、補充員、千早1124番地、酒見昌男、昭和23年9月17日、補充の順序1、補充員、小吹68番地の715、服部憲明、昭和24年10月29日、補充の順序

2、補充員、東阪608番地、矢倉勉、昭和25年8月5日、補充の順序3、補充員、二河原辺102番地の1、山本道子、昭和23年4月26日、補充の順序4。

以上です。

○井上議長 お諮りいたします。

ただいま指名いたしました8名を千早赤阪村選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました矢田幸男氏、井本齋氏、川邊収氏、藤井恵津子氏の4名が委員に、酒見昌男氏、服部憲明氏、矢倉勉氏、山本道子氏の4名が補充員に当選されました。

しばらくお待ち願います。

ただいま選挙管理委員会委員に当選されました藤井恵津子委員にお越しいただいております。

就任の御挨拶をお願いいたします。

○藤井選挙管理委員会委員 ただいま御紹介にあずかりました藤井恵津子でございます。一言御挨拶を申し上げます。

平成27年12月村議会本会議におきまして、議員の皆様方の御推挙いただき、選挙管理委員会委員に選任を賜りました。まことにありがとうございました。

もとより微力ではございますが、明るい選挙、正しい選挙の推進、向上に今後努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議員の皆様方におきましては、今後も御指導、御鞭撻のほど何とぞよろしくお願いいたします。

これで簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○井上議長 どうもありがとうございました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第5、議案第67号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第67号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たり議会の同意をお願いするも

のでございます。

委員の定数は3名で、任期は3年でございます。3名のうち、今回仲谷依之委員が平成27年12月25日をもって任期満了となりますが、引き続き委員をお願い申し上げますのでございます。

再任でございますので御承知と思いますが、仲谷依之氏は本村において税理士事務所を開業され、広くその手腕を発揮されております。また、人柄も温厚、人格高潔、さらに税務行政に対する見識も高く、広く社会の実情に通じた方でございます。私といたしましては固定資産評価審査委員会委員に最適任であると考えておりますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

なお、同意いただければ、任期は平成27年12月26日から平成30年12月25日までの3年間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第67号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第67号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第67号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第6、議案第68号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第68号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、八野章氏、54歳の任命につきましては、議会の御同意をお願いするものでございます。

委員の定数は4名で、任期は4年でございます。4名の委員のうち、八野委員が平成27年12月23日で任期満了となりますが、引き続き委員をお願いするものでございます。

再任でございますので御承知かと思いますが、八野氏は平成20年9月から教育委員として村教育行政に御尽力いただいております。人格高潔、教育、学術及び文化に関しまして豊富な識見をお持ちです。私といたしましては八野章氏は教育委員として最適任であると考えますので、任命いたしたく、御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由並びに説明といたします。

なお、御承認いただきますれば、任期は平成27年12月24日から平成31年12月23日まででございます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第68号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第68号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第68号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第7、議案第69号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第69号は、千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定についてでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法第9条第2項及び第19条第9号に基づき、当村の実施機関内での個人番号の利用範囲及び情報連携を可能とするための条例制定を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第69号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第8、議案第70号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第70号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

本議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、補償の額を他の法令による給付と調整する規定などの関係条例の所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第70号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第9、議案第71号千早赤阪村税条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第71号は、千早赤阪村税条例の全部改正についてでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号及び法人番号の規定及び減免申請期限の改正、課税要件及び各種手続等について、その内容を把握しやすくするとともに、村税業務の円滑な運営及び推進を図るため、全部改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第71号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第10、議案第72号千早赤阪村税条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第72号は、千早赤阪村税条例の一部改正についてでございます。

本議案は、千早赤阪村税条例の全部改正に伴い、平成25年6月12日、平成26年3月31日及び平成27年3月31日に地方税法の一部を改正された地方税法の施行日が未到来分について改正するもので、村税事務に伴う徴収猶予、換価の猶予及び村たばこ税の税率の特例を廃止するほか、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第72号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第11、議案第73号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第73号は、千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

本議案は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律により、国家戦略特別区域限定保育士、地域限定保育士が創設されたことに伴う改正でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明とさせていただきます。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 限定的にやられるものなんですけれども、この保育士さんといいますのは、家庭的保育の施設のみに通用する保育士なのか、あるいは村でもあるげんき保育園でもこの限定的な保育士さんがそこで採用されるのかと、それからこの家庭的保育の施設が今村にあるのか、今後そういう施設ができる可能性があるのかのその辺をお尋ねしときたいと

思います。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 今、御質問ありました地域限定保育士ですけれども、一応保育士資格という形になりますので、どこの保育所でも働けるということになります。ただ、限定ということになりますので、今回大阪府が一応試験地になりますので、大阪府で受けられて、大阪府内の保育所でしか働けないということになります。あと、要は3年間そこで働いていただいて、4年目以降は全国どこの保育所でも働けるという制度でございます。

あともう一点、家庭的保育事業の施設については、今村ではないかなと思っておりまして、今後も今そのような予定はないかなと思っております。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第73号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第12、議案第74号千早赤阪村国民健康保険条例及び千早赤阪村介護保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第74号は、千早赤阪村国民健康保険条例及び千早赤阪村介護保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が平成27年9月に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容については、本年10月以降に個人番号、いわゆるマイナンバーの付番が開始され、来年1月より利用が開始されることから、国民健康保険料及び介護保険料の徴収猶予及び減免申請において、届け出項目として個人番号を追加するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

田中議員。

○田中議員 ちょっと総括質疑とは違いますので、あらかじめ御了承お願い申し上げます。

今、マイナンバー制度ということで言われたんですが、例えばマイナンバー制度の今の番号というのが私らは11月15日に配達されると聞いていました。そうしますと、11月になってもまだ配達は私はされていません。聞くところによりますと、そのマイナンバーの番号は村内では配達された家庭もございます、11月で。12月になって、まだいまだに、きょうまで、今の時間まで来てませんので、小吹台等々はまだ配達されてないんじゃないだろうか。1つは、なぜこういう違いが、同じ村内で配達が違うのかということ。村長に聞いても、それは勝手やないかてなるだろうけど、意外と老人の方って、要らないわって言う割には気にしてはる人が、まだ私家に届かないわというようなことがあります。だから、できれば同じ日にち、指定の日にちがあれば。というのは、朝日新聞読みますと、12月13日が何か遅配された指定日になってるみたいです。そういうふうを書いておられました。千早赤阪、届いてる届いてないがいっぱいありますので、その辺はどうなのかということをちょっと、質問ではないですけど、教えていただければ。いつごろ届くとか、わかれば教えていただけるかなあと。議員として私ら返答しやすく私はなりますので、それは知ってたほうがいいかなと思います。

以上です。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 本村では11月23日から書留にて、郵便局の職員が印鑑をもらって、手渡しで配達をしております。それで、そういうことですので、普通郵便と違まして時間がかかっているところです。郵便局からの情報によりますと、12月12日までに村は全て配達完了する予定と聞いております。最終が26日に郵便局のほうで保管期限が切れると。その後、村のほうに配達されなかった分については返ってくると。それから、村のほうでまた対応する予定をいたしております。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第74号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第13、議案第75号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第75号は、平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ616万2,000円を減額いたしまして、予算総額を31億939万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、障害福祉サービス利用等の増加に伴う経費の増額や幼稚園、小学校の空調設備工事及び給食センター改修工事等の落札減による経費を補正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第75号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第14、議案第76号平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第76号は、平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

事業勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ3,711万2,000円を追加いたしまして、予算総額を10億8,437万7,000円とするものでございます。

内容でございますが、歳出における一般被保険者療養給付費及び高額療養費等の増額を補正するものでございます。財源につきましては、国庫負担金及び国庫補助金、府補助金、繰越金を充てるものでございます。

また、歳入においては、保険給付費増に伴う特定財源増のほか、一般会計繰入金におけ

る保険基盤安定繰入金を増額補正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第76号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第15、議案第77号平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第77号は、平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ39万1,000円を減額いたしまして、予算総額を6億8,463万2,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、平成27年度実績見込みによる居宅介護サービス給付費から他の給付費への組み替えとその財源更正、介護保険法改正に伴うシステム改修費等の確定による減額でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第77号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第16、議案第78号平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第78号は、平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ382万9,000円を増額いたしまして、予算総額を9,709万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、広域連合納付金の増額によるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第78号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第17、議案第79号平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第79号は、平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ97万2,000円を追加いたしまして、予算総額を2億4,788万円とするものでございます。

主な内容でございますが、下水道総務費の委託料97万2,000円を増額補正するものでございます。財源につきましては、一般会計繰入金を充てるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第79号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第18、報告第7号専決処分（工事請負契約の変更締結）について

の報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第7号は、千早赤阪村立小学校及びこごせ幼稚園空調機設置工事についての専決処分の報告についてでございます。

本件は、急遽千早小吹台小学校で新たな支援教室設置が決定し、設置台数が増加したことにより、当初契約金額5,529万6,000円に133万560円を追加し、変更契約金額5,662万6,560円を平成27年9月28日に専決処分させていただきました。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○井上議長 これより報告第7号に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 今、村長のほうから説明していただきました。千早小吹台小学校で新たな支援教室が設置決定したことによって、金額で133万円増加しております。増設した、これは台数、何台増設したのか教えていただきたいと思います。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 1台でございます。

○浅野議員 了解です。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 教育委員会にお尋ねしますが、千早小吹台小学校は既に支援学級が設置されていると聞いておりますけれども、新たに設置された理由、経過を教えてください。

○井上議長 近藤参事。

○近藤教育課参事 平成26年度までは知的障害支援学級と情緒障害支援学級がございました。情緒障害支援学級に在籍してるのは6年生で、卒業後情緒障害のお子さんは入ってこないというふうに当初見込んでおりましたので、来年度、平成27年度は支援学級は1クラスで進めますというふうに、初め、9月に大阪府教育委員会には報告しておりました。その後、入学者説明会や保護者との面談、相談で情緒支援の学級に在籍したいというお子さんが出てきましたので、年が明けましてから、平成27年1月に府教委のほうに来年度2クラスで進めていきたいというふうに報告しました。府教委のほうから27年2月に2クラスで進めてくださいという形になりましたので、以前から種別設置、2クラスはあったんですけども、卒業を見込んで1クラスに減学級する予定がそのまま2クラスになったというような経緯でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 法律としては、これまでも知的と情緒とは別々にするようというところであったけれども、うちの村ではそれぞれ1つで、対象が1つずつ、1つでということだったわけですね。今度、27年度から情緒と知的の2クラス必要ということで、その体制、そういうのもとられてると思うんですが、それは府教委のほうから援助というか、府教委のほうから先生の対応というのものもあるのかどうか、お尋ねします。

○井上議長 近藤参事。

○近藤教育課参事 大阪府教育委員会は種別による設置を進めておりまして、以前でしたら支援学級1クラスだけだったんですけども、現在は知的支援学級と情緒障害支援学級の2クラス設置しておりますので、それぞれの学級担任として先生の配置はございます。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん長時間御苦労さまでした。

午前10時58分 散会

平成27年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成27年12月18日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番	井上昭司	2番	関口ほづみ
4番	浅野利夫	5番	清井浩
6番	田中博治	7番	山形研介

4. 欠席議員

3番 徳丸幸夫

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 松村典英 主査 井ノ本純一

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

副村長	吉田裕彦	教育長	矢倉龍男
人事財政課長	菊井佳宏	会計管理者兼 総務課長	中野光二
住民課長	池西昌夫	健康福祉課長	和田博幸
健康福祉課参事	西口美和	まちづくり課長	森田洋文
理事	高橋昭二	施設整備課長	赤阪秀樹
理事	西川浩和	理事	松本賢一
教育課長	北浦秀明	教育課参事	近藤和浩

7. 議事日程

日程第 1 議案第69号 千早赤阪村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について

日程第 2 議案第70号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について

日程第 3 議案第71号 千早赤阪村税条例の制定について

日程第 4 議案第72号 千早赤阪村税条例の改正について

- 日程第 5 議案第 7 3 号 千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について
- 日程第 6 議案第 7 4 号 千早赤阪村国民健康保険条例及び千早赤阪村介護保険条例の改正について
- 日程第 7 議案第 7 5 号 平成 2 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 8 議案第 7 6 号 平成 2 7 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第 7 7 号議案 平成 2 7 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 0 議案第 7 8 号 平成 2 7 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 1 議案第 7 9 号 平成 2 7 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 2 議案第 8 0 号 平成 2 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 1 3 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 1 4 過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 1 5 一般質問

午前9時59分 開議

○井上議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は6名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年第4回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

なお、徳丸議員より本日の会議の欠席届が提出されておりますので御報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○井上議長 日程第1、議案第69号から日程第11、議案第79号までの11議案につきましては、12月3日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託いたしております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、議案第69号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について、議案第70号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について、議案第71号千早赤阪村税条例の制定について、議案第72号千早赤阪村税条例の改正について、議案第73号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について、議案第74号千早赤阪村国民健康保険条例及び千早赤阪村介護保険条例の改正について、議案第75号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）の総務民生所管分について、議案第76号平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第77号平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第78号平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての10議案について総務民生常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る12月3日の本会議において付託を受けました議案10件の審査を行うため、12月7日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第69号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について審査の結果を報告いたします。

審査においては、なぜ国ではマイナンバーを導入することになったのかとの質問に、国では税・社会保障、災害分野において利用し、負担の公平性、行政の効率化を目的とし、また申請等に税情報が要る場合は、今までは税の証明をとる必要があったが、連携することにより住民の利便性が向上する。

次に、確定申告などにつながっていくものかとの問いに、確定申告において個人番号を記入する必要がある。

次に、村では個人情報の管理はどのようにするのかとの問いに、現在はまだ個人番号等記入していないが、漏れないよう管理していく。

個人的に個人番号をのぞきに行くことに対するガードはどの問いに、現在システム改修中であり、職員に対して指導していく。

制度導入のメリット、デメリットはどの問いに、メリットとして行政事務の軽減、住民の利便性の向上、デメリットは個人情報の流出等あるので、しっかり対応していく。

また、マイナンバーの交付申請を本人ができない場合、代理人は委任状が必要で、免許証等で代理人の確認をする。

次に、マイナンバーが届いていないが、最終的にはいつごろ届くのか。郵便局からは12日が配達の日と聞いている。今後、マイナンバーカードが必要になれば申請していただく。

村民にわかりやすい利用の資料を配布願いたい。個人番号カードの見本などは役場にきているのか。また、個人番号に有効期限があるかとの問いに、カードの有効期限は年齢により変わるとのこと。

村の特定個人情報保護評価は行ったのか。それを公表しているのか。また、順位はどの程度かとの問いに、村も国の特定個人情報保護評価委員会のホームページを通じ公表している。システム改修の状況は、現在改修中で、12月中に終了する。

次に、村では顔認証システムの導入の予定はないのかとの問いに、現在は予定はない。顔認証システムがなくても本人確認は窓口でできるのかとの問いに、現在のところ顔認証システムを導入している団体においても利用していないところが多い。

次に、個人番号の流出等、村としても厳正に取り扱ってほしいとの意見がありました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第69号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第70号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についての審査の結果を報告いたします。

審議においては、この改正により給付額が減ることはないのかとの問いに、障害補償と共済年金の合計で保険給付されていた人が今回の改正により共済年金法から厚生年金法になり調整されるが、給付額が減額されることはないとのこと。公務災害により給付を受ける場合、具体的に幾らぐらいになるのかとの問いに、障害の度合いや平均給与により変わるが、総務省通知の一例で、障害等第1級の場合、2カ月に1回の支払い月の額が93万9,000円、今回の改正での併給調整の率が0.73であれば68万5,500円となる。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第70号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号千早赤阪村税条例の制定について審査の結果を報告いたします。

今回の改正で税額はふえるのかとの問いに、マイナンバー制度施行による村民税減免申請にマイナンバーを記入する旨の改正で、改正による税額の変更はないとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第71号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号千早赤阪村税条例の改正について審査の結果を報告いたします。

村長より提案理由に村たばこ税廃止と説明があったがとの問いに、三級品のたばこに対する特例の廃止で、28年から廃止し、31年に一級品と同じ税率になる。

廃止により税収はどのくらいになるのかとの問いに、一級品と同じ税率で試算すると、現在の調定額約7万5,000円が2.1倍の約15万7,000円になる。

税全体ではどのくらい増額になるのかとの問いに、軽自動車税は27年度調定額と比べると約100万円の増額とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第72号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について審査の結果を報告いたします。

国家戦略特別区域法とはとの問いに、規制緩和対象の規制改革で、地域限定保育士の試験が政令市で実施されることにより、大阪府が特別区域の地域指定を受けることにより創設された地域限定保育士を新たに追加すること。

放課後児童健全育成事業にも新たな資格が要るのかとの問いに、今回の条例改正の中の職員の資格が追加されたことに伴う改正である。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第73号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号千早赤阪村国民健康保険条例及び千早赤阪村介護保険条例の改正についても、慎重審議の結果、全員異議なく、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第75号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）についての総務民生所管分について審査の結果を報告いたします。

審議においては、職員を何名採用するのかとの問いに、総務課に週4日勤務の府職員OBの建築職任期付短時間勤務職員として採用する。

森林環境税の収入見込みは、今回の補正は森林環境税のPR等経費で、来年度より1人300円。

防火水槽整備工事費が減額になっているが、過疎計画では計画的に整備し、毎年計上していくことになっているが、今後の予定はとの問いに、今回は場所等確保できなかったが、順次整備していくとのことである。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第75号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について審査の結果を報告いたします。

医療費の今後の見通しと歳入の保険基盤安定繰入金はどのようなものかとの問いに、65歳以上の対象年齢者が増加し、1人当たりの医療給付費も増加している。基盤安定繰入金の増加は、国の制度改正により、本村も増加を見越し、増額補正した。

次に、ジェネリック医薬品を村として勧めているのかとの問いに、新規加入者に啓発パンフレットを配布している。また、先発医薬品を使っている方には、ジェネリック医薬品を使うことにより費用の差額を示した書類を送付している。個人差があるので、医師と薬剤師と患者とで相談して決めている。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第76号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）についても、慎重審議の結果、全員異議なく、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査の結果を報告いたします。

審議において、全員異議なく、議案第78号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告をさせていただきましたが、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で報告といたします。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第75号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）の文教建設所管分について、議案第79号平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について文教建設常任委員長の報告を求めます。

浅野委員長。

○浅野文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る12月3日の本会議において付託を受けました議案2件の審査を行うため、12月9日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員4名出席のもと開催いたしました。

初めに、議案第75号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）についての文教建設所管分について審査の結果を報告いたします。

審議において、中学生海外派遣事業参加者減少の背景と教育委員会としての対応はとの問いに対し、昨年度は1年目で対象者が多くいたこともあるが、本年度は夏休み中に参加することで部活の人数が減少すると参加しにくいなど、参加をちゅうちょしたことが背景と思われる。教育委員会で意見を伺い、年齢を引き下げるなど今後検討していきたいとのこと。

国際結婚して外国籍の子どもが夏休みに帰国した場合、短期間小学校や幼稚園、保育園に入園、入学できる制度はあるのかとの問いに、以前にもそのような事例があり、可能であると思っている。

村債の地域活性化事業200万円減額となっているが、これほどのような事業を予定していたのかとの問いに、中学生海外派遣事業や給食センター改修工事など事業が確定し、今回起債の申請に当たり、実際の事業金額に合わせたとのこと。

工事請負費が当初の見積りに比べ3割以上の減額となっているが、設計価格や契約額

と実際の工事費とこれだけ大きな差があるが、その理由はとの問いに、工事費については概算で計上してあった。また、赤阪小学校と千早小吹台小学校は当初別工事であったのを同一工事にしたことと落札減により減額となった。

今回、地方債の補正で1,490万円の増額補正しているが、学校給食の特定財源の地方債補正が1,480万円であり、この差10万円は何かとの問いに、急病診療関係事業債などソフト事業の過疎債対象事業が減額になったので、その分を今回給食センター改修工事費に充てた。10万円は、給食センター車両購入事業の10万円とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第75号の文教建設所管分については、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について審査の結果を報告いたします。

審議においては、下水道人口データ抽出委託料を補正予算で計上するのはなぜかとの質問に対し、事務の効率化と下水道計画など各種計画に平成27年度当初より利用するためとのこと。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第79号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思えます。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第69号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

関口議員。

○関口議員 第69号議案千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について反対の立場から討論いたします。

国のマイナンバー制度は、多くの国民の不安と反対の中で、いよいよ来年1月から実施されることとなりました。まだまだ準備が整っていないにもかかわらず、スケジュール先

にありきで進められていることは、個人番号流出やセキュリティーなど問題が山積しております。

本条例制定は国の法律に基づくもので、村独自制度の事務取扱についても個人番号の提供をするというものです。しかし、現在の子ども医療費助成や介護保険などの事務手続において個人番号が必ずしも必要でもなく、これまでどおりの事務で行えるわけです。

私どもは、マイナンバー制度は、準備が整っていない以上、制度実施の延期を求めているところです。各事業所での準備態勢も整っていない中での条例制定に反対をいたします。

○井上議長 次に、原案に対する賛成の討論を賜ります。

清井議員。

○清井議員 議案第69号について賛成討論を行います。

議案第69号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について賛成の立場から討論いたします。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う条例制定を行うものであり、適正であると考えます。よって、私は本議案に賛成するものであります。

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対1名)

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第70号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
これより議案第71号千早赤阪村税条例の制定についてに対する討論に入ります。  
討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。  
本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第71号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
これより議案第72号千早赤阪村税条例の改正についてに対する討論に入ります。  
討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。  
本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第72号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
これより議案第73号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例及び千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。  
本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第74号千早赤阪村国民健康保険条例及び千早赤阪村介護保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第75号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第5号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第76号平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第76号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第77号平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第2号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第77号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第78号平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第79号平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第12、議案第80号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第80号は、平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ383万円を増額いたしまして、予算総額を31億1,322万7,000円といたすものでございます。

主な内容でございますが、学校給食センターの機械器具費等の購入及び過疎対策事業確定に伴う予算の組み替えによる補正をするものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第80号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

まず、4ページの第2表地方債の補正から御説明申し上げます。

変更となる起債事業は学校給食センター改修事業など4事業で、地方債の補正限度額の合計9,370万円を380万円増額し、9,750万円といたします。これらの事業は

過疎対策事業債でございます。

続きまして、12ページをお開きください。

歳出でございます。

9款教育費、2項小学校費から4項幼稚園費は、事業費確定による財源更正でございます。

6項保健体育費、3目学校給食費、補正額383万円の増、財源内訳は地方債380万円、一般財源3万円、学校給食センターの機械器具費でございます。

続きまして、10ページをお開きください。

10ページ、歳入でございます。

18款繰入金、2項繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額3万円の増でございます。

21款村債、1項村債、9目教育債、補正額380万円の増、事業費確定による財源更正と機械器具費購入による増減補正でございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 1点聞かせてください。

教育費で、給食センター関係の経費で機械器具費とありますけれども、これは何を購入、どんな機械なんでしょうか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 野菜、果物等を洗いますときのシンクとフードスライサーでございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 これはフードスライサーがもう古くなって老朽化したんで更新するというところでよろしいですか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 購入後20年ほど経過しまして、老朽化が進みまして、プラスチック部分等破損のおそれあって、それが異物として調理に混入するおそれあるということで購入させていただくものでございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 安全とか衛生面から見たら非常に大事なことであると思います。

この380万円、地方債なんですけれど、これ機械380万円するもんなんです。どのぐらいですか。本当なのか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 今のフードスライサーが290万円、それから三槽式のシンクでございますが、これが93万円ということで、合わせて383万円ということでございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 いや、別にこれにこだわってどうのこうのということないんですけど、たまたまネットでフードスライサーで業務用どんなもんかなと思って見ましたら、そんなに高くないんですよ。だから、現物私見てません、わかりませんが、ええっ、これほんまこんな高いのかなというのはちょっと疑問ありましたんで、何台買われるのかなちゅう不審持ちましたんですけど、大体こんなもんですか。僕はちょっとネットで調べただけです。現物、どんな大きさかも何もわかりませんが、余りにも桁外れの数字があったもんで、ちょっと気になったんです。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 もともとの給食センターにあるものの買いかえということで、浅野議員調べられたのが業務用ということで、給食用なのか、例えばほかの食堂とかのものなのか、ちょっとわかりませんが、今の給食センターに必要なもの、適正なものということで見積もりもとらせていただきました。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

田中議員。

○田中議員 幼・小・中のスクールバスについてちょっとお伺いいたしますけど、スクールバスは毎日運行されて、別に聞くことはないんですけど、例えば二、三日以前でもNHKで、小学校5年生ですか、行くとか、いろんな研修がこのごろ小学校でふえてるかと思っています。そういう場合にはどこで線引きして、例えばスクールバスを使うのか、あるいは一般のバスを借り上げて行くのか、運転手はどうするのか、その辺の線引きがあれば教えてください。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 学校のほうでいろいろ、遠足であるとか施設の見学とかということで計画されて、保護者の方からの負担していただく場合もありますし、また近くでしたらスクールバスで行っていただく場合もあると。余り、一部村のスクールバスを使っていますけれども、今委託契約してる場所との契約で、通常の運行以上にかかる分について

はまた支払いも必要になってくる場合もありますので、一部そういうときには遠足等を使っていただいて、保護者負担いただいているところもあります。

以上でございます。

○田中議員 わかりました。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第80号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第80号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第80号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第13、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の清井委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第14、過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、過疎地域自立促進特別委員会の田中委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第15、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、山形議員。

○山形議員 私ごとで恐縮ですが、入れ歯をちょっと修正しておりますので、心苦しい、聞き苦しい点がござると思えますけども、その点よろしくどうぞ御理解賜りますようお願いいたします。

議席番号7番山形です。議長通告に基づき、次の2点について質問いたします。

まず1点目は、村の教育の特色を生かし、若い世代の呼び込みをについてお伺いいたします。

今、千早赤阪村が直面している多くの課題の根源にあるのは人口減少の問題であると考えます。10年前、2005年に約6,500人であった人口が現在では約5,600人まで減少しており、この10年間で約1,000人の減少、つまり1年間で100人ずつ減少が見られるわけです。特に生産人口の減少が激しく、それに伴い年少人口も緩やかであります。減少傾向であります。

人口問題の解決は決してたやすいものではありませんが、その取り組みなくしては村の将来はありません。日ごろ村長が言っておられる過疎からの脱却の実現のためにも、この問題を避けて通ることはできません。

そこで、若い世代を村に呼び込むためにも村の教育環境の充実を図り、その特色を広く発信していく必要があると考えます。その一例として、昨年、ことしと実施された中学生海外派遣事業があります。この事業の継続について教育長のお考えを伺います。

2点目は、村の空き家対策事業状況について。

全国各地で空き家がふえ続けていて、平成25年の調査では、政府調査でございますけれども、820万棟と過去最高を記録し、全国の住宅の13.5%を占めるまでになり、社会問題となっております。

国におきましては、昨年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されました。適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているのを受け、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進しようとするものです。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口によれば、平成52年には本村の人口は現在の約半分の3,300人ほどに減少すると予測されております。ますます人口減少による地域の活性化の低下が懸念されます。

村では、村の創生を目指すため、千早赤阪村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び千早赤阪村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組まれております。村の創生にかかわる取り組み事業の一つとして、今年度から空き家を利用した定住促進事業の一環で空き家情報バンクを開始されていますが、現在どのような状況であるのか、森田まちづくり課長にお伺いします。

以上2点、各担当の答弁を求めます。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、矢倉教育長。

○矢倉教育長 村の教育活動の特色である中学生海外派遣事業について御答弁申し上げます。

中学生海外派遣事業は村の教育の大きな特色であり、中学生時代に海外の家庭でホームステイし、現地の学校に通うという、公立学校としては大阪府内においても例を見ないこの事業、私も長く継続してまいりたいと考えております。

今後の事業実施に当たっては、本年度の参加者の状況も踏まえ、より多くの生徒に参加いただけるよう、事業内容等について現在検討を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

昨年からの報告、皆さんの1回目の子どもたちにどうやったかと聞きましたんですけども、楽しく過ごしたということ報告を受けておりますけれども、1つお願いしたいんですけども、結果ですけれども、第1回の実施では30名参加し、今回は6名だと報告受けました。当然ながら第1回参加した生徒の第2回の応募対象から外れるということもありまし

たと思いますけども、人数が減少するのは理解できますが、その効果とこの観点から見て、10名程度の参加者を維持することはできないものかと私は考えております。

そこで、今どのような方策を考えておられるか、案があるならばお聞かせください。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 まず、第1回目の参加者ですけども、30名ではなくて、20名でございました。ちょっと訂正させていただきます。

応募者数の減少している理由といたしましては、英語力に自信がない、海外での生活に不安を感じる、部活動との兼ね合い等々、さまざまなことが考えられます。しかし、実際にこの事業に参加した生徒からは、参加できて本当によかったという声も多く、また現地の学校から受け入れの適正規模は10名程度とお聞きいたしております。

こうした中、今後、より英語力もあり、目的意識もしっかりした村内の高校生にもその応募枠を広げ、事業効果が高められるよう、現在検討を進めておるところでございます。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○井上議長 山形議員。

○山形議員 今の答弁の中で1つ新しい文言が入りました。高校生を対象ということでございますけども、これはもう大いに結構かと思えます。

そこで、私の考えなんですけども、細かいことは現在教育長の答弁ありますように検討中であるということで、これはこの中学生問題についてはここで置いときますけども、初めにテーマに私がうとうとますように、村の教育の特色を生かし、若い世代の呼び込みについてお伺いしたところです。その一例として今中学生派遣というものをお聞かせ願いましたわけですけど、もう一点ちょっと私なりに考えてみたんですけども、これは教育長の私見でも結構ですからお答え願いたいと思えます。

本村には、つまり歴史というものがあります。そして、私もこういうバッジを頂戴したときからこの歴史というものに対して教育委員会に大分質問させていただいた経緯もございますので、その点で1つお願いしたいんですけども、この本村の歴史を幼・小・中の中の教育課程の中で村独自の教育はできないものか、それをちょっと1つお伺いしたいと思いますけど、よろしくどうぞお願いいたします。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 今先生からも御指摘もございましたように、子どもたちが村の歴史や自然に触れることによって、より郷土に愛着を持ち、この村で育ったことに誇りを持ってもらうということは村の教育にとりましても大変重要な部分かと私も認識いたしております。

それで、昨年度より、村の教育方針の中で郷土学習というものを取り入れております。これは、幼稚園から中学校まで全ての教育現場において郷土に関する学習をしていただくということでありまして、もちろん各学校園あるいは学年によって内容に差はございますけれども、例えば村内にございます楠木正成公の史跡や郷土資料館等の訪問学習をしたり、また金剛登山をしたり、棚田の清掃活動を行ったりといったような内容でございます。今後とも、この郷土学習に関しましては継続してまいりたいと考えております。

またちなみに、来年1月にでございますけれども、本村の中学校の生徒たちによる自主的な棚田の美化清掃活動あるいは各地域での美化清掃活動に対し、表彰を受けることになりました。これは全国的な表彰で、全国で40の小・中学校が受けることとなっております。大阪府では本村中学校が唯一と聞いております。

以上、答弁と御報告とさせていただきます。

○井上議長 要望があれば伺います。

○山形議員 ありがとうございます。

私も小吹台へ来て40年以上たつんですけども、特に歴史というものがどうしても自分の頭から離れませんもんですから、手前みそでございますけども、ことし夏にドイツから8名ほどの高校生、大学生を呼んで、千早赤阪村へ来ていただきまして、歴史ということで楠木正成、それからもう一つは中世の山城ということで、そういうテーマをつくらせまして、そして論文を書いていただきました。この論文を書いていただきましたのは、ここにおられました、和泉君に書いていただきまして渡したんですけども。

要望といたしましては、やはり楠木正成という幼少時代に1つの教えというものがあります。これはきょうは細かく言いませんけれども。そういうことを、やはり歴史の人物がありますので、何とか、今御答弁いただきまして、力強く私も感じてますんやけども、もう一つ大きく掘り下げていただいて、やはり正成の教えというものも、ひょっとしたら願わくばそういう形を入れていただきまして、これからの村、子どもたちにええ影響与えますように。村がこれから生きていこうと思いましたら、やはり私考えてんのは教育というものが絶対に大事やと思っております。だから、教育を外してしまうと、やはりこんだけの今のところ小学校2つ、中学校1つ、幼稚園1つですけども、この今の物すごいムードをこれから継続するためにも、どうかこういう歴史についての教育を1つでも2つでも教育課程の中に入れていただくことを要望して終わります。ありがとうございます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、森田まちづくり課長。

○森田まちづくり課長 村の空き家対策事業の状況につきまして御答弁を申し上げます。

本村は昨年4月に大阪府内で初めて過疎地域として公示され、昨年12月に過疎地域自立促進計画を策定し、人口減少対策に取り組んでいるところでございます。

一方、国におきましては、昨年12月に人口の現状と将来人口等を展望したまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び地方創生や人口減少対策を盛り込んだまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。

本村におきましても現在、千早赤阪村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、総合戦略を策定中であり、人口減少克服とまち・ひと・しごとの地方創生に取り組んでいるところでございます。

御質問の空き家バンク利用促進事業は、地方創生の先行型交付金を活用し、空き家所有者と空き家の購入または賃貸を希望される方をマッチングさせるシステムとして、本年4月から実施をしております。

現在の利用状況につきましては、空き家登録は1件のみとなっており、現在交渉中となっております。反面、空き家利用希望の問い合わせは40件を超えており、空き家を探されている方の需要に応えられていないという状況となっております。

このような状況を踏まえ、今後、より多くの空き家登録をいただき、定住促進につながるよう、制度の見直しを検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○井上議長 再質問お受けします。

○山形議員 ありがとうございます。

特別措置法というものができて、これから村はこれに対して取り組んでいただくだろうと思っておりますけども、それはさておき、今森田課長の答弁の中から1つ再質問させていただきたいと思えます。

空き家の所有者からの空き家登録が少ない一方、空き家を探してる移住希望者が多く、需要と供給のバランスが保ってない状況であると。この移住希望者にとって村に住みたくても住めない状況であります。今後、この空き家の登録を増加させるためにどのような対策をこれから展開していくおつもりか、先に1つ聞かせてください。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 移住希望者の需要に応えまして、定住人口の増加をさせるために、空き家を活用した取り組みの充実が必要であるということは原課といたしましても重々認識をいたしておるところでございます。

今後、国の交付金などを活用しまして、空き家登録していただいた方や空き家登録のあっせんに御協力をいただける地区などに対しましての謝礼、また空き家の所有者や移住さ

れた方に対する空き家改修費の助成を拡充するなど、空き家登録の増加と移住促進に向けた取り組みを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井上議長 質問よろしいですか。

山形議員。

○山形議員 要望兼ねて申しときます。

やはり今の御答弁ありましたように、うちの村というものはなかなか空き家対策となってくると大変な御苦労があるかもわかりません。特に、手前みそですけども、小吹台地区だけを申しますと、多分区長会でも御要請なさってると思うんですけども、やはりうちらは今、両区長からの御報告受けた限りでは60件以上があるというように伺っております。その中では20件ぐらいは、自分のここで生まれた、お仏壇があるもんですから、そういう形で、一緒に帰ってきて掃除して、そしてまた自分の勤める先、住居へ移ると、そういうのが20件くらいあると。あと40件は現在危ない状況もあるし、全然草の刈っていない状況もあるというように伺ってますけど、これは本当に先ほど申しましたように国の社会問題になっているわけですから、どうかお手数、職員さんも大変忙しいと思いきけども、これもやはり村が活性化するために人口をふやさないかん、それから転出を防がないかんというようなテーマで今取り組んでいただいているわけですから、ぜひともそういう形でお願いしたいと思えます。

そこで1つ、かた苦しいことではないんですけども、ちょっと考えてみたんですけど、これは要望で結構です。市街化調整区域が大部分を占めてる本村においては、空き家を活用した定住促進の取り組みは、今さっき申したように、村の人口を維持するためにも不可欠なものだと考えております。また、空き家を活用することによって地域の活性化につながると考えています。全国の取り組みの事例もありますように調査をいただき、人口増加につながる施策をとっていただきますように要望して私の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上議長 第2番目の質問者、田中議員。

○田中議員 6番田中博治でございます。議長通告に基づき、以下3点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、松本村長のこれまでの実績と次期村長選挙について、2点目は千早赤阪村ふるさと納税について、3点目は空調機設置に伴う夏期授業の検討状況についてであります。

まず、1点目の松本村長のこれまでの実績と次期村長選挙についてを質問させていただ

きます。

松本村長は、この11年間、行政のトップとして、人員削減を初めとした行財政改革に積極的に取り組み、平成26年度決算では財政調整基金を13億円まで積み立てすることができるなど、安定的な財政基盤を確立されました。また、昨年、過疎地域の公示を受けた本村において、過疎地域自立促進計画を策定するとともに、国の地方創生の動きを受け、まち・ひと・しごと創生総合戦略、新庁舎やビジターセンター建設等に取り組むなど、魅力ある村づくりに現在邁進されております。

こうした中、来年7月に任期を迎える松本村長にとって、まだまだやり残した、山積しているのではないかと私は考えております。

そこで、この3期11年間を振り返るとともに、次期村長選挙に向けた思いについて松本村長のお考えをお伺いしたいと思っております。よろしく御答弁をお願い申し上げます。

2点目は、千早赤阪村ふるさと納税についてを質問させていただきます。

松本村長は、これからも人口2,000人の増、税収3億円アップを図り、過疎地域からの脱却を目指すと言われております。一方、本村では新庁舎を初めビジターセンターの建設などビッグプロジェクトがめじろ押しで、こうした事業が具体的に始まると、幾ら財政調整基金があるからといっても、財源が心配で私あります。

人口増加策は一朝一夕ではなかなか進まない中で税収を直ちにふやすことは難しく、他の市町村の税収アップに向けた取り組み状況を見てみると、多くの市町村ではさまざまな工夫を凝らし、ふるさと納税を促進する取り組みが行われております。府内でも泉佐野市は魅力ある返礼品を開発するなどにより寄附金が10倍もふえ、実に4億円を超える寄附が寄せられ、全国でもトップクラスになったと聞いております。

本年12月11日付の朝日新聞では、ここに僕は切り抜きを持ってきていますが、豪雨被害の常総市、ふるさと納税で150倍となったとの報道であります。いろいろ書いておられますけど、それはやめます。

そういうことで、千早赤阪村においても早期に人口増加や企業誘致が見込めない以上、このようなふるさと納税による応援寄附金を集め、税収をアップさせる取り組みを積極的に進めていくことも必要ではないかと私は思っております。

そこでまず、千早赤阪村のふるさと納税、いわゆる千早赤阪村応援寄附金の状況及び今までのこれまでの特典の現状についてお伺いをいたします。明快なる御回答をお願い申し上げます。

3点目の質問は、村内の公立学校の空調機設置に伴う夏期授業の検討状況についてでございます。

幼稚園及び小学校の普通教室の空調設備設置工事により、昨年度に設置された中学校と合わせて、村内の全ての幼稚園、小学校、中学校の普通教室に空調機が整備されました。村長初め教育長に対しましては、この席をおかりしまして、昨年6月議会同様に、お礼を申し上げます。村の子どもたちは、学習環境が整ったことにより、ますます意欲的に勉強、勉学に励んでくれるものと私は期待しております。

私は6月議会で、村内の公立学校空調機設置後、夏期授業はできないかという質問を行いました。その答弁といたしましては、来年度以降の夏休みの授業のあり方について各学校とも協議し、検討してまいりたいという答弁でございました。その後の教育委員会における検討状況、各学校との協議の状況はどうなったのか、検討内容、協議内容についてお伺いをいたしたいと思っております。

ありがとうございました。これにて私の3件の質問は全て終わります。よろしく御答弁をお願い申し上げます。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 これまでの実績と次期村長選挙について御答弁申し上げます。

まず、この11年間の行政運営に対する私の思いでございますが、私が村長に就任した当初は行政運営が逼迫しており、第2の夕張になってはならないとの思いから、徹底した事務事業の見直しや、職員数においても112名から81名に削減するなど、村民の皆様初め職員にもこの間大変な御無理をおかけいたしました。おかげをもちまして、現在、議員お示しのとおり、財政調整基金を13億円にまで積み立てることができるまでになりました。本村は昨年4月、府内で初めて過疎地域の公示を受け、過疎地域自立促進計画を策定し、子育て環境や教育の充実を初めとするさまざまな施策を実施しているところでございます。

今年度は、第4次総合計画や過疎地域自立促進計画とも整合性を図りながら、こうした施策をさらに充実させるため、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にも取り組んでまいります。また、今後想定される南海トラフ巨大地震に対応できる防災拠点とあわせて、さまざまなニーズに合った生涯学習機能を持つ新たな役場庁舎や観光交流拠点となるビクターセンターの建設に着手するなど、ハード、ソフト両面からの魅力ある村づくりに取り組んでおります。

今、村は希望に満ちた未来のまちづくりに向けて大きくステップアップしていく重要な時期でございます。国の地方創生の流れや過疎地域への支援等をしっかり生かした施策を村民の皆さんと協働で取り組み、国内ではいまだ例のない過疎地域からの脱却に向けた一流の村づくりを行う絶好のチャンスであると考えております。

このような状況の中、これまで務めさせていただきました3期12年間の実績と経験をもとに、微力ではございますが、これからの村の礎を築く村政運営のかじ取り役として、来年7月の村長選挙へ再度出馬させていただきたいと考えております。

今という歴史を刻む覚悟で、しっかりと次代に伝えられるようなまちづくりに取り組んでまいりたいと存じますので、村民の皆様並びに村議会議員の皆様には御理解をいただくとともに、今後とも御支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

田中議員。

○田中議員 村長、ありがとうございました。

要望しておきます。

ただいまお伺いいたしました答弁にて大体の松本村長のお考えは私はわかりました。村長自身、現在は大阪府町村長会の会長、日本の会長という重責を全うされております。議会の井上議長も大阪府の議長会の会長を務められております。また、中日本の副会長も務められております。よく考えますと、村長と議長のこの会長という、同じ村から、町村から出るということは、まずこの日本でも珍しい、あるいは大阪府でも千早赤阪村でも本当に珍しいのではないだろうか。とりに行ったわけではないと、与えられたものであるということで評価されるかと私は思っております。そういうことで、まさに信じられないような、会長と議長の職がこの千早赤阪村にあるということでもあります。この二人三脚を利用して、大いに千早赤阪村の発展をさせるよう努力して、お願いしたいと思えます。要望といたします。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 千早赤阪村応援寄附金について御答弁を申し上げます。

本村に対する応援寄附金の状況についてでございますが、ここ5年間の寄附の状況は、平成22年度が166万円、平成23年度が139万5,000円、平成24年度が154万円、平成25年度が141万円、平成26年度が192万5,000円となっております。

寄附をいただいた皆様に対する返礼品といたしましては、コンニャクや漬物等セットにした本村の特産品詰め合わせセットや香楠荘宿泊補助券、ロープウェイ半額券と香楠荘の食事をセットにした日帰りパック補助券を用意しておりますが、全国の他の自治体と比較しますと寄附者にとって魅力ある返礼品となっていないというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

田中議員。

○田中議員 総務課長、ありがとうございました。

今度は吉田副村長にお聞き、お伺いをしたいと思います。

寄附状況等は今説明でよくわかりました。5年間の平均で、今計算してみますと約160万円となります。多くの市町村では、特産品の充実を初め、寄附金の増額が図られるよう、さまざまな取り組みが進められております。千早赤阪村においても、返礼品の魅力アップを初め、システム的な取り組みをこの際ぜひ検討すべきであると私は考えます。

今後、応援寄附金の増額につながるような取り組みを村ではどのように考えておられるのか、吉田副村長にお伺いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○井上議長 吉田副村長。

○吉田副村長 田中議員から御質問のございました応援寄附金の増額につながる取り組みについてでございますが、現在私どもの村では、新庁舎、ビジターセンターの建設、また過疎地域自立促進計画に掲げる事業の実施、さらには現在検討を進めている総合戦略に係る新規事業など、さまざまな事業を実施するためには、これまで以上の多くの財源が今後必要となってくるところでございます。本村におきましても、その一つとして、応援寄附金の増額につながる取り組みも積極的に行う必要があると考えている次第でございます。

このため、本村では現在、より多くの方々に本村を応援していただけるよう、専門事業者へ業務委託を行いまして、特産品を初めとした魅力ある返礼品の開発、ふるさと納税専用のポータルサイトによるインターネット上での申し込みやクレジットカード決済の導入、コールセンターの設置など、寄附者の利便性の向上を図りまして、応援寄附金の増額につながるシステム構築に向けた取り組みを進めているところでございます。

また、こうした応援寄附金の増額に向けた具体的なシステム運用につきましては、現在来年4月から実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問お受けします。

田中議員。

○田中議員 副村長、ありがとうございました。

もう一度質問させていただきます。

今、事業者を活用してポータルサイトやコールセンターを設置し、応援寄附金増額に向けた取り組みを進めるとの御答弁をいただきました。このような専門事業者を活用した場合、システム開発経費等のインシヤルコストや事務委託費等のランニング経費が膨大とな

り、千早赤阪村にとっては何らメリットが働かない、動かないシステムになるのではないのでしょうかと私は思っております。

そこで、返礼品の購入経費や初期投資経費、さらには専門事業者への委託料含め、多くの方々から支援いただいた応援寄附金でこうした経費を賄うことができるのか。また、村には実際どのくらいの寄附金が残るのか、お聞きいたします。

あわせて、こうした取り組みを通じて、どのように千早赤阪村の魅力を発信し、寄附者に対して応援を訴えるのか、御答弁をよろしく吉田副村長お願い申し上げます。

○井上議長 吉田副村長。

○吉田副村長 議員御質問の返礼品の購入経費でございますけれども、寄附者への送料も含め、おおむね寄附金の半額程度までに抑えられるよう生産者と調整してまいりたいと考えております。

次に、業務委託経費についてでございますけれども、寄附金額の10%程度をお支払いし、寄附の申し込みから返礼品の生産者への発送依頼、納入通知書の発行、寄附者からの問い合わせの一切の事務を行っていただきます。実際、本村に納入される寄附金の額につきましては、こうした経費を差し引きまして、おおむね寄附金の4割程度になると試算しているところでございます。

本システムの運用に当たりましては、個人情報保護をしっかりと行う必要がございますが、専門事業者に対するいわゆる成功報酬的なものとなることから、初期投資経費が発生しないというのが1つ。もう一つは、本村の職員の負担も軽減でき、これまで以上に応援寄附金をふやすことが可能となると考えている次第でございます。

また、応援寄附金の範囲の中でこの事業を実施することができ、一般財源の負担も伴いませんことから、導入するメリットは非常に大きいと考えております。来年4月の実施を目指し、事業者、関係機関と現在鋭意調整を進めているところでございます。

さらに、応援寄附金だけでなく、より多くの皆さんに本村を訪れていただけるよう、本村の魅力等掲載した返礼品カタログを作成し、広く全国にPRしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○井上議長 要望があれば伺います。

田中議員。

○田中議員 副村長と総務課長、御答弁ありがとうございました。

要望しておきます。

今のただいまの答弁を聞きますと、来年の4月、来年と言っても、もう半年もないとい

うような短期間ではございますけど、それでできるのかなと私は思っていますけど、千早赤阪村においても、新年度から応援寄附金が大幅にふやせられるよう、新たなシステムづくりを行っていただいているとの今の現在の答弁でございます。今後、応援寄附金が飛躍的に伸びることを御期待を申し上げておきます。

また、こうした増収に向けた取り組みや具体的な寄附の状況については、私も村民の皆さんにしっかりお示ししてまいりたいと考えております。千早赤阪村においても、こうした財政運営に対する努力を村民の皆さんに情報発信するとともに、この財源を活用し、魅力あるまちづくりを行うための効果的な事業を実施していただくよう、強く要望しておきます。お願いしときます。ありがとうございました。これにて2点目の質問終わらせていただきます。

○井上議長 質問事項3番目の答弁者、矢倉教育長。

○矢倉教育長 空調機設置に伴う夏期授業の検討状況についてでございますが、大阪府内の状況や、現在の教職員、児童・生徒の夏期休業中の活動状況などを調査した上で、本年10月の教育委員会議で平成28年度以降の夏期休業期間などを検討いたしました。

会議では、近隣の状況も勘案し、夏期休業は8月26日まで、2学期は8月27日からとするとともに、各学校の創立記念日は課業日とする意思決定を行いました。この意思決定を受け、小・中学校長とも協議調整を行い、各学校の同意を得るとともに、12月8日開催の総合教育会議でも合意を得たところでございます。

教育委員会といたしましては、これを受け、来年度から2学期を8月27日からとし、各学校の創立記念日は課業日とする千早赤阪村立小学校及び中学校の管理運営に関する規則を12月21日開催予定の定例教育委員会で改正し、正式に決定する予定でございます。

その後は、保護者等に混乱を招かないよう、各学校の在校生や保護者、また平成28年度入学予定の児童・生徒と保護者に通知するとともに、広報紙にも掲載して周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

田中議員。

○田中議員 教育長、御答弁ありがとうございました。

質問させていただきます。

今、難しい、課業日という言葉がありました。これは廃止、すなわちやめるということではないんですか。私は教育者やないから、課業日言われてもわからないから、それはや

めるでいいんですか。いや。

○矢倉教育長 授業する。

○田中議員 授業する。

○矢倉教育長 はい。

○田中議員 あ、するんですか、はい。8月26日まで夏休みで、8月27日から2学期とするという今のただいまの教育長の答弁です。

6月議会における御答弁では、夏休み期間中の活動などを勘案しながら今後検討していくという答弁でございました。中学校の部活や教職員の研修などに影響することはありませんでしょうか。

また、8月27日からの2学期は最初から一日授業するのか、あるいは給食のない半日授業なのか。一日授業となると、創立記念日の休みが廃止になることとあわせて、給食費はどうなるのか。これらについて教育長にお伺いをいたします。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 中学校の部活については、8月25日までは夏休み期間中の大会は全て終わります。教職員の研修につきましても日程調整は可能であり、影響を及ぼさないことから、8月27日から2学期とするということで学校との調整が整ったところでございます。

また、授業内容については、現在と同様、始業式の初日は半日で、翌日から一日授業と考えております。これにより、給食日数の増加に伴う給食費は、新たに保護者に御負担いただくこととなります。

以上です。

○井上議長 質問お受けします。

田中議員。

○田中議員 もう一度教育長へ質問いたします。

今の答弁で、給食費、食べたら払うのは当たり前という考えは、私もそう思います。それで結構と思います。ただいままでの答弁にて、千早赤阪村の幼稚園、小学校、中学校の決定事項と申しますか、千早赤阪村の教育委員会の考え方、進め方には感謝をしているところでございます。

では、お聞きいたしますが、この近隣の幼稚園、小学校、中学校の動きはどうであるかということを質問いたしたいと思います。例えば河南町と太子町のこの2町で結構でございますので、わかる範囲で結構です。どう太子町、河南町は扱われているのか、お伺いをいたします。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 まず初めに、幼稚園は従来どおりでございます。変更があるのは小・中学校のみでございます。

まず、近隣の状況、特に東部地区の状況についてでございますが、まず河南町におきましては、本村と同様に、来年度から中学校において8月27日から2学期が始まる予定と聞いております。ただ、小学校におきましては、統合問題との絡みで、まだ空調設備の設置が計画されておられませんので、従来どおりということです。それから、創立記念日に関しましては、もう既に本年度より課業日とされております。

一方、太子町でございますけども、太子町では既に本年度より中学校は8月27日から2学期が始まってございます。それから、小学校におきましては、空調設備が設置され次第、中学校に合わせるとの考えだと聞いております。なお、創立記念日に関しましては、太子町では従来どおりとお聞きしております。

以上です。

○井上議長 要望があれば伺います。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

要望いたします。

今聞きますと、太子、河南も何か空調機未設置、設置ばらばらと。こういう教育のやり方で——僕はわかんないけど——いいのかな。なるべく横並びでやったほうが、この郡部でも同じレベルにあるかなと思いますけど、その辺は教育長のお考えですからそれはいいと思いますけど、できる限り横並びのほうがいいかなとは思っております。

実施に当たりましては、児童・生徒や保護者の理解を得られるように、周知するように要望しておきます。

また、空調機が設置されたからといって教室内での授業にばかり力を入れるのではなく、暑さに負けない体をつくるということも私は必要でないかと思っております。将来にわたって健康に暮らせる基礎体力をつけることも教育委員会としては忘れないように要望をしておきます。

以上で私の質問終わらせていただきます。これにて私の3件全て終わります。ありがとうございました。

○井上議長 ここで休憩を行います。

13時から再開いたします。

午前11時34分 休憩

午後 1時00分 再開

○井上議長 休憩前に引き続き再開いたします。

第3番目の質問者、浅野議員。

○浅野議員 4番公明党浅野利夫でございます。議長通告に基づきまして2点質問させていただきます。

まず1点目は、選挙権年齢の引き下げについてお伺いをいたします。

日本が少子・高齢化社会となりまして、社会保障関係の経費が膨らむだけでなく、若者の政治に関する意識も低く、政治離れが問題となっています。

本年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。今回の公職選挙法等の改正は、年齢が満18歳以上、満20歳未満の者が選挙に参加できるようにすることを目的として行われたものであります。来年の参議院議員の通常選挙から実施されることとなっており、また本村においても任期満了に伴う村長選挙の年でもあります。午前中の田中議員の質問で、松本村長は次期選挙に出馬する旨表明されました。

新たに有権者となられる18歳から19歳の対象となる方は現在村内に何人おられるのか。また、村として周知方法や意識向上のためどのように考えておられるのかをまずお伺いしたいと思います。

2点目、小型無人機ドローンの規制と有効活用についてお伺いをいたします。

近年、小型無人機ドローンは空の産業革命とも言われ、今後の成長が期待される分野でもあります。誰でも簡単に手に入ることから悪用され、総理官邸の屋上に墜落していたこと、また国の重要文化財である姫路城の壁を損傷したこと等がニュースで取り上げられ、記憶にも新しいところでもあります。

11月17日、国土交通省は、小型無人機ドローンの飛行規制の細則を定めた省令を公布しました。人や建物との距離を30メートル以上とすること。人口の集中地域や高度150メートル以上の飛行を禁ずるものであります。

また、1週間前の報道では、全国で初めて機動隊に無人航空機対処部隊を編制し、不審機を空中で捕獲する迎撃ドローンを導入するとの発表もありました。

11月7日に実施されました棚田夢灯り&収穫祭2015には、千早赤阪魅力向上プロモーション事業の一環として、中学校本館の屋上からドローンによる空中撮影が行われていました。

ドローンの使用に関しても、目的や操縦者の経験が大切であることは間違いありません。未経験者による操縦は大きな事故を引き起こすことになりかねません。

そこで、本村においても私は安全面からドローンの規制が必要と考えます。また、村の

面積の80%が山林である本村は、事故や災害時における捜索活動ではドローンが大きな威力を発揮することから、早急に何らかの対策を講じるべきであると考えております。

今回の省令は、9月に成立いたしました改正航空法とともに12月10日から施行されています。ドローンに対する規制と有効活用について行政側の見解をお伺いしたいと思います。

以上の2点の質問です。的確な御回答よろしくお願いをいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 選挙権年齢の引き下げについて御答弁申し上げます。

まず、新たに有権者となられる18歳から19歳の方の人数でございますが、11月末現在で18歳の方が49人、19歳の方も49人の合計98人でございます。12月1日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が4,899人でございますので、約2%の増となります。

次に、村としての周知方法や意識向上のための方策についてでございますが、来年夏の参議院議員選挙に向け、ホームページや広報紙などを通じて、新たに有権者となられる方などに対し、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、村立中学校におきましても、選挙制度については3年生の社会科公民の授業において学習を行っておりますが、今般の選挙権年齢の引き下げに伴い、政治への参加をより身近に感じていただくため、中学生の間からこうした意識向上が図れるよう、授業の中で今回の改正内容についてもあわせて説明をしていくというふうに聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

浅野議員。

○浅野議員 御答弁ありがとうございました。

今、11月末現在で18歳の方は49、19歳の方も49ということで、98人ですね。現有権者からの2%、これは全国平均でも約2%という数字が出ております。私どもは、私と年代が違いまして、今現在公民でも教えてるということで、内容がちょっとわからないと思います。我々の時代では社会科という、歴史とかあったんですけども、ちょっと公民について矢倉教育長にお聞きしたいと思います。今答弁いただいた中学校の公民の授業で選挙制度についてどのような学習を行っているのか、御答弁いただきたいと思っております。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 中学校では、若年層におけます政治離れが顕著になってきている現状を踏

まえ、中学生の段階から政治参加への意識を高めるための学習を行っております。具体的には、選挙権年齢の引き下げに伴う法改正の説明はもとより、投票率が下がってきている状況をどのようにすれば改善できるのか、グループワークによる討論などを通じて、住民の権利や義務、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識を育てることを狙いとした授業を既に行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問お受けします。

浅野議員。

○浅野議員 我々の時代と違って、私らは自分のこと思うんですけども、中学校のときにそう余り一般の新聞も読まないで、余り勉強もしてなかったほうかも知れませんが、やはり今一生懸命公民の授業で教えていただいていると。まさに今度は18歳、19歳ということで年齢が下がってきてることもありまして、やはりその辺意識していただいているのかなと思っております。政治離れということもありまして、若者のそういう意識づけをやはり中学校の時代からしっかりとやっていただいて、公平な立場で——先生方もいろいろ考え方あるでしょうけれども——やっていただきたい。そして、ぜひとも——2%ではありませんけれども——全員がまた政治に参加していただいて、投票率のアップにつなげていただければと思います。これはもう要望ですので、よろしく願います。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 小型無人機ドローンの規制と有効活用について御答弁申し上げます。

今回の航空法の改正につきましては、無人航空機の急速な普及に伴い、より安全に飛行させるための基本的な交通安全ルールが定められたものでございます。

国におきましては、安倍総理も早ければ3年以内にドローンを使った荷物配送を可能とすることを目指すと発言されており、ドローンの利活用の促進と安全の確保の両立が図れるよう、必要な整備について官民協議会を立ち上げ、検討される予定となっております。今後、さまざまな分野で活用されることで新たな産業、サービスの創出や国民生活の利便性の向上に資することが期待されています。

また、土砂災害などの災害現場におきましては、行方不明者の捜索や被災状況の確認など情報収集に役立つことから、富田林市消防本部や近隣自治体とも連携を図りながら、活用方法について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

浅野議員。

○浅野議員 私、最後のほうでドローンに対する規制と有効活用ということ言ってるんですけど、近隣の市町とか富田林消防本部との連携で活用面ではいろいろ答えいただいたんですけども、規制に対する答えいただけなかったように思っております。

今までからでも、ドローンに限らず、趣味でラジコンの飛行機とかヘリコプターを飛ばす人もおります。私も、以前の会社で同僚が河川敷ですか、飛行機を飛ばしておって子どもに当たったという事故でも聞いております。もうたやすく今ドローンが手に入る時代だと思います。人口集中地域ということで、大都市の東京や大阪市ではありませんけれども、やはり私どもの村でも秋祭りありますよね。運動会、例えばもう御父兄、家族の方が空から何かビデオ撮りしようかという人もなきにしもあらずと思っております。だから、そのときでもやはりこの村で何らかの規制が必要ではないのかと私思うんですけども、その辺は村として何か考えておられませんの。おられるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○井上議長 中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 今回の航空法の改正につきましては、法律により、日中に飛行させること、または目視の範囲内で飛行させることということで利用制限がかかってございます。夜間ですとか、第三者の30メートル以内の飛行、また祭礼や縁日などの多数の人数が集まる場所での上空の飛行はできないというふうになっておりますので、その法律以外で村が独自に規制するということは今現在考えてございません。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 まだまだこの村では、私もドローンというのは現物初めて、この前のプロモーション事業のときに中学校の屋上から飛んだの見まして、ああ、あんな感じかと思ってやったんですけども、やはり当然被災とか事件、事故があったら、それを飛ばしてやるのが一番適かと思えます。今後どういうことが想定されるか、これわかりません。近隣の市町、河南も太子も同じこれ山岳部ですので、その辺連携しながら、別に村独自でやるというわけでもないんですけども、連携をとりながら有効活用とか、どうしても規制が必要ならばまた考えていただきたいということをお願いいたしまして、もう質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上議長 第4番目の質問者、関口議員。

○関口議員 2番日本共産党関口ほづみです。私は通告に基づき、学校給食費の無料化の実施と新庁舎建設について質問をいたします。

初めに、学校給食の無料化を求めて質問をいたします。

本村の学校給食は、アレルギー対応や村の農産物も一部取り入れ、手づくり調理など、子どもや保護者から喜ばれております。最近では食育にも力を注いでいただき、安全・安心な学校給食として、子どもの成長に大きく寄与していると思います。

ところで、給食費の保護者負担はといいますと、小学校低学年で月額4,500円、年間4万9,500円、高学年で4,600円、年間5万600円、中学1、2年生で月額5,350円、年間5万8,850円、3年生は4,800円で5万2,800円の負担となります。非正規雇用がふえる中、子どもの教育費負担、その中でも学校給食費の比重が大きく占めており、軽減が求められております。

さて、少子・高齢化の中で、全国では若者世代のIターンやUターンで定住人口をふやすためにさまざまな努力がなされております。本村でも、定住促進、空き家住宅活用補助、空き家情報バンク、中学校給食の実施や中学校卒業までの医療費助成など、若者定住や子育て支援策が進められておりますが、人口減少は歯どめがかからない状況です。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、村でも千早赤阪村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（案）が提案されました。その中には、人口減少に歯どめをかけるべく子育て事業も多く上げられており、期待するところでございます。しかし、こうした事業が全国の自治体で動き出すこととなり、他の自治体との差別化が必要ではないかと思えます。若者世代、子育て世代の転出のストップと他市町からの転入で人口増加につなげるよう、学校給食の無料化を求めます。

次に、新庁舎建設について伺います。

新庁舎建設は住民にとって利便性の向上になるのかどうか、また庁舎へのアクセスはどうかかなど、疑問がいろいろあります。

そんな中で、新庁舎建設設計はプロポーザル方式で設計業者が決まり、10月30日、新庁舎建設の基本設計と実施設計業務が契約されました。この間、新庁舎建設に関して、本年2月から3月にかけて、新庁舎建設設計画案に対する意見と庁舎建設検討委員会の考え方に対するパブリックコメントが実施されました。

その後、8月の村広報で建設の概要等が知らされました。それによると、くすのきホールを解体し、その跡地に建設するというものでした。これに対して、くすのきホールを解体するのはもったいない、現庁舎地はバス停もあり場所的に便利という意見が多く寄せられております。新庁舎へのアクセス道路は道幅が狭く、車の対向にも危険な箇所もあります。整備すると言っておりますけれども、具体的なものも示されていません。

また、いきいきサロンくすのきは現在の保健センターへ移転されることになっておりま

す。陶芸窯やカラオケ教室など、大変立派な設備、機具がいきいきサロンくすのきには備わっております。これについても、もったいないという意見があります。疑問の多い庁舎建設は再検討が必要ではありませんか。村の考えをお聞かせください。

本年3月に出された建設基本計画によると、概算事業費は約10億円から12億円となっております。現在の計画が遂行されるとなると、村民にとって村の中心地が大きく変わることになります。村にとってもこれだけの大事業であり、財政的な見通しも含めて、パブリックコメントを実施する前に住民への説明会を求めます。

以上、御答弁をよろしく願いいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 御質問の学校給食につきましては、受益者負担の観点から、無料化は考えておりません。

現在本村では、広く村外から移り住んでいただけるよう、総合戦略の中で、子育て世代を応援するため、子どもたちの幅広い教育に要する経費をサポートする事業を検討しており、教育環境の向上のための取り組みをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○井上議長 再質問お受けします。

関口議員。

○関口議員 今、学校給食の無料化は考えていないということで御答弁をいただいたところですが、まち・ひと・しごと総合戦略事業、この間提案されたところですが、この中で、子育て支援事業で2,365万円の大体の予算が書かれておりました。この事業は、1つは小・中学生を対象に、給食費、スクールバス代、参考書代、習い事、塾代など、選択をする方法になっております。高校生に対しては通学費を支援するという事業でございました。一方、平成26年度の決算書では、保護者からいただきます給食費は2,294万7,000円でございます。まち・ひと・しごとの総合戦略の子育て事業費以内でやれるわけですね。小学生対象分のこの事業は、やっぱり全ての子どもたちが対象となる給食費を無料にしてはどうかというのが私の提案です。この中に参考書代やとか習い事代、塾代など上げておりますけれども、例えば領収書の提出など担当課としては事務が煩雑になるのではないかと思います。さらに、こうした塾代とか参考書代、習い事ということになりますと、現物支給ということで、本当にそれに使われたのかどうか、何に使われたのかわからないまま、もろもろの生活費に使われたのではないかという問題も出てくるのではないかと思います。そういう意味で、学校給食でしたら、もう有無を言わずとか、これということで、村が徴収するべきものを補助するというところで、まだ全国

的にはこうした事業やっているのは少ないので、再検討いただきたいと思いますが、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 いろいろ先生も御意見があるとは思いますが、給食費についても助成の対象にしたかどうかというふうな話でございましたが、やっぱり給食以外の幅広い教育の中で皆さんが好きなほうへ、いわゆるバラエティーのある教育のほうへ進んでいただけるようなサポートしたいということで、給食費については対象としないというふうにしております。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 最近、非正規雇用がふえてるということもさっきも言いましたけれども、村の給与所得者の収入の推移を見てみますと、200万円以下の方が全体納めてはる人の44.23%に及んでおります。それから、200万円から300万円の方が14.17%、給与所得者の300万円以下の方が58.4%、半分以上が300万円以下の収入であるということが村でも出ております。

こうした中で、所得が少なくても子どもたちに何とかピアノでも習わせてあげたいとかという努力はしておられますけれども、結局それはまあ言うたら余分なわけですよ。義務教育の中で必要なものを村が助成するというのがやっぱり望ましいと思うんです。言い方は悪いですが、現物支給して、実際に本当に教育に使われたのかどうか、いろんなところで社会問題も出ております。そういう意味で言いますと、学校給食、村が徴収すべきものに援助するというので、やはり考え直していただきたいと思いますが、教育長としては現場でどのように考えていただいているか、お尋ねしたいと思います。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 教育委員会といたしましては、これまで村の子どもたちの教育環境の充実を目指して、全学校園の耐震化、空調設備の設置、また給食センターの改修、スクールバス購入等のハード面での充実に努めてまいったところであります。また、ソフト面におきましても、これまで行っておりますこと以外に、今村のほうでは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、給食費も含めた、いろいろな幅広い支援の方向で今計画中でございます。このように、給食費の支援ということも含まれておりますことから、現在保護者からいただいております、子どもたちが食する食材費のみの給食費の完全無料化は今のところ考えておりません。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○井上議長 要望お受けします。

○関口議員 村の学校給食は非常に豊かな給食で、とても私たちも喜んでいるところなん

です。それにかわって、給食費は近隣の市町と比べましても若干というか、かなり高額になっております。それは給食の内容がいいということで御理解をいただいていると思うんですね。ところが、先ほども申し上げましたけれども、格差と貧困が広がる中で、全ての子どもたちに、とりわけ成長期の子どもたちに、親の経済状態に左右されない、食育を通して健やかな成長を保障するという意味では、学校給食費への助成をするということは本当にすばらしいことだと思うんです。

まち・ひと・しごと総合戦略は、これから全ての自治体でやっていくわけですよね。そうしましたら、どことも人のとり合いといいますか、あそこの村はこんないいことやってると、田舎暮らしやってるところ、大阪の近辺で田舎暮らしやって、給食費もこれだけ助成してもらっているということで、やっぱりよそとの差別化、区別化というんですか、それをやらないと、結局いいものを全国でやったら、底上げにはなりますけれども、うちの村に若者世代が来てもらえるかということになりますと、どこでもやってないことをやらないといけないと思います。給食費の無料化は、近年では広がりつつありますけれども、全国ではまだわずかです。近畿地方では兵庫県の相生市ぐらいです。また、和歌山県の新宮市では一部助成が進められております。こうしたところは、給食費、うちの村よりとても安いんですね。そんな中でもやっておりますので、うちの村はよい給食であるかわりに給食費は高い、けれども村が助成してくれるという、そういう目的でぜひ今後検討していただくようお願いしておきます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 庁舎建設について御答弁申し上げます。

庁舎建設については、分散している行政機能を集約し、住民サービスの向上を図るとともに、自然災害などに対応できる防災拠点の整備、村民のコミュニティ活動や村づくりの拠点整備など、今後のさまざまな行政需要に対応するため、新庁舎の建設を早期に推進してまいりたいと考えております。

建設場所につきましても、現庁舎は急傾斜地崩壊危険区域に位置しており、防災機能面において課題があること、またくすのきホール及び資料館を含めた効率的な施設運営ができるよう、くすのきホールを撤去し、その跡地に新庁舎を建設する予定でございます。

次に、住民説明会についてでございますが、現在庁舎建設に係る基本設計の策定に向け鋭意作業を進めているところでございます。基本設計案ができましたら、パブリックコメントを実施するとともに住民説明会を開催し、広く村民の皆さんの御意見をお伺いしながら実施設計に反映してまいりたいと考えております。今後とも、村民の皆さんには、お示しできる情報については広報紙等でその都度開示させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

関口議員。

○関口議員 ことしの8月に私たち申し入れを行いました。そのときに、プロポーザルの後に予定しますという村長からのお話を聞いたんですけれども、それを聞きまして、10月にそれが終わったら年内にしてくれはるかなあと思っておりました。だけど、今の御答弁ですと、基本設計の後に説明会を行って、そして実施設計をやっていくということでした。やはり今の庁舎が、村長言いはりましたように、いろんな面で建てかえは必要やというのは私もわかりますけれども、そうであるならば、住民がこれからのコミュニティの場とか、そういうのにふさわしい、みんなに理解してもらえる庁舎にやるべきだと思います。それについては、私も、これから何十年先まで使う庁舎ですので、賛成するものですが、やっぱり住民の理解を得るためには、基本設計の後とおっしゃいましたけれども、もう言うても何も聞き入れてもらえないと、変更不可能やというようなときに説明しても、逆に理解してもらえないのではないかなと。住民の皆さんの声をできるだけ取り入れた内容にしていくためにも、説明会は基本設計の前にしていただくのが筋ではないかと思えます。それが1つです。

それから、現庁舎は急傾斜地危険区域であると言われてきたけれども、これは今もう庁舎が建っておりますので、急傾斜地に対する対策は講じられております。だけれども、くすのきホール周辺は地すべり危険地域だということも言うてはりましたし、そういう地域でもあります。急傾斜地ということと地すべり危険地域で言うたら、地すべりのほうが現在進行してるから、そっちのほうが危険なんちゃうかなあと思はうんですけれども、地すべり対策に対する費用面はどれぐらいかかるのか。それからまた、アクセス道路の改修費用もどれぐらいかかるのか。こうしたことも、やっぱりそうしたことをしたら費用はもっともったかかるんではないかと思うんですが、その辺の費用はどうか、お尋ねします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 今、基本設計前に住民説明会をやってはどうかというふうな話でございました。大体私どもアウトラインができてないのに、どういうふうにするかもわからんときに住民説明会を行ってぐしゃぐしゃにするのは嫌やと、ある程度一定の方向性をつけた時点で説明したい、これが1点でございます。

それから、地すべり地帯とおっしゃっておりますけども、あそこは1320年ごろに正成さんが生まれたとこでございまして、それ以降地すべりも何もございません。とりあえ

ず七、八百年は地盤があのとおりでございますから多分大丈夫やと、私はそういうふう  
考えております。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 担当のほうにお伺いしますけれども、先ほど村長は地すべり地域言うても8  
00年何もないから大丈夫やと言うてはりますけれども、この件につきましても8月にお  
話したときに、あそこは地すべり地域やということ言うてはりましたし、担当のほうで  
はこれに対する対策は必要ではないかと考えてはるんではないでしょうか。これらについ  
て道路の改修やとか地すべりの対策などはもう全くしなくてもいいのかどうか、その辺も  
お尋ねしたいと思います。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 まず、地すべり地域についてでございますが、今のくすの  
きホールの建っているあの土地に関しましては区域外となっておりますので、区域には入  
ってございません。

以上でございます。

○井上議長 要望お受けします。

○関口議員 地すべり地域にはくすのきホールは入っていないということでござい  
ますが、あのくすのきホールは改修したらどうやという意見がありましたけれども、いやい  
や、あそこは下から地下から水が湧いてくるので、改修してもくすのきホールとしての機  
能は補修がどんどん要るんやということでございました。水が湧いてくるところにまた庁  
舎を建てて、水が湧いてくるんではないかという疑問も私は持ち続けております。そうい  
うことでも、やっぱりこれはこういう対策を講じるから大丈夫なんやと、費用面におい  
ても大丈夫なんやと。身の丈に合った庁舎を建設しなくてはなりません。村の人口ビジョン  
では将来的に6,000人を維持できるように取り組むとしておりますが、なかなか人口  
減少にストップがかかるころまではいっておりません。ですので、とても大きな立派な  
ものというよりも、この村の人口、また規模に見合った施設、そして住民からも理解して  
もらえるような施設となるのが重要だと思うんです。そのためにも、繰り返しますが、住  
民説明会で村の御意見を言うていただいて、住民に理解してもらった上で、これだけの大  
事業をやるんやということを説明していただきますようお願いしまして私の質問を終わ  
ります。

○井上議長 第5番目の質問者、清井議員。

○清井議員 議席番号5番清井でございます。通告のとおり、市街化調整区域の利活用に  
ついて質問いたします。

本年3月に引き続き、市街化調整区域の利活用について質問いたします。

今回策定されましたまち・ひと・しごと創生人口ビジョンによりますと、本村の2040年の目標人口は6,000人とすると示されております。一方、転入転出に関する分析では、若い世代が近隣の富田林市や河内長野市等への転出していることがわかります。転出の利用の一つとして、村域の96%が市街化調整区域であり、若者世代にとって村内に自由に住宅を建設できる用地が確保できないことが考えられます。これは、村への移住を希望する人たちや企業進出あるいは企業誘致にとっても同様の障害になっていると思われま。総合戦略の中では、村内の土地利用について、調整区域の利活用が不可欠であると記載されていますが、都市計画区域決定を白紙化することは非常に困難なことと思われま。

そこで、村として、この調整区域の利活用についてどのように進めていこうとしているのか、現在の村の取り組みについてお聞きします。

○井上議長 質問事項の答弁者、高橋理事。

○高橋理事 市街化調整区域の利活用について御答弁申し上げます。

本村の市街化区域は約3%しかなく、また未利用地も少ない中で人口減少を克服するためには、市街化調整区域の利活用を図り、転入者の受け入れを促進することが不可欠であります。

現在、本村において行っております具体的な取り組みといたしましては、開発候補地調査業務及び調整区域ガイドライン策定業務において、一定規模のまとまりがあり、住宅や商業施設、工業施設等の開発が期待できる区域を選定し、開発候補地の取りまとめを行っているところでございます。

市街化調整区域の土地利用については、本村の豊かな自然環境を守るとともに、良好な集落環境の形成に支障を及ぼすような開発を防止し、既存集落におけるコミュニティの維持を目的とした住宅等開発が行えるよう、現在行っている調査結果等をもとに開発候補地の調査分析を行い、あらかじめ市街化調整区域の適切な利用方針を定める千早赤阪村市街化調整区域における地区計画のガイドラインを作成する予定でございます。

このガイドラインに基づき今後地区計画決定を行う際には府の同意を受ける必要がありますことから、大阪府の都市計画担当部門である都市計画室と調整を行っているところで。府との協議が調い次第、本村の市街化調整区域の利活用の方向性を決定するため、村の都市計画審議会に千早赤阪村都市計画マスタープランの変更をお諮りしたいと考えております。

こうした取り組みを第一歩として、引き続き市街化調整区域の要件緩和等を大阪府等の

関係機関に積極的に働きかけてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問お受けします。

清井議員。

○清井議員 村の現在の取り組みについては理解しましたが、ただ、これをもって直ちに調整区域の利活用ができるということではない、そのように理解しました。

開発の手法について地区計画のガイドラインを作成すると述べられましたが、開発の手法が地区計画の場合、現行の大阪府のガイドラインによりますと、その面積は0.5ヘクタール以上と定められており、大規模な開発を想定しています。また、農用地あるいは保安林もそうなのですが、対象外などなどのいろんな基準がありまして、これは今まで村が経験した森屋北西部の開発でも同様でして、その手続に長い時間と大きな労力を要したことは事実です。このような状況で一般ディベロッパーが一定規模の住宅開発をやるということは現時点では非常に考えにくい、期待できないと思います。また、今村が望んで、今私が我々が望んでいるのは、村内在住者の人あるいは村外の人で、農業従事者でもなく林業従事者でもない個人が調整区域で個人住宅を建てるにはどうすればいいのか。いわゆる調整区域の要件緩和をどう進めるのかということになると思います。

そこで、この法の弾力的な運用を進めるには上位の法令にかかわる府の関係機関との調整が不可欠であります。村において、現在府とはどのような調整、折衝を行っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○井上議長 高橋理事。

○高橋理事 現在、一定規模の住宅開発等を促進するため、ガイドライン作成に取り組んでいるところですが、議員お示しのとおり、これだけでは直ちに開発が期待できるわけではありません。

こうした中、大阪府に対しまして、本年7月開催されました大阪府都市計画審議会において、村長から、市街化調整区域の土地利用について、地区計画要件に満たない小規模な開発、いわゆる転入者の住宅建設等が可能となり、人口増加とあわせ農地保全が図れるような過疎対策と良好な村づくりが促進できる都市計画のあり方の検討を願いたいと要望を行ったところでございます。

また、都市計画のあり方とあわせて、市街化調整区域の既存集落の地域コミュニティの維持改善のため、村外の方でも住宅建設が可能となるよう、また本村のような過疎地域の実情に即した弾力的な開発が行えるよう、都市計画法34条第1項第14号の規定による、提案基準の新たな設定等を大阪府の開発指導担当部門である建築指導室に要望を行

い、現在調整を行っているところでございます。

市街化調整区域の利活用については課題が山積しておりますが、現在地区計画による大規模な開発に向けた市街化調整区域における地区計画のガイドラインの作成と個別の建設が可能となるような新たな提案基準の設定などの具体的な調整を大阪府と行っており、少しでも本村の要望が実現できるよう、大阪府と粘り強く協議してまいりたいと存じます。

○井上議長 質問お受けします。

清井議員。

○清井議員 今、非常に新しい切り口というか突破口の一つやと思われまして34条1項14号というの出てきましたね。これは調整区域における開発基準の一つなんですけれども、ここに一般的に13号までに並べてあるのは、まあ調整区域でもそれもありかなあという話であって、個別の住宅建設、これは本来的に調整区域はやっぱり調整区域なんです、なかなか個別の住宅建設が自由に建てられるという話は、調整区域という言葉がある限り無理は無理ですけども、今34、1、14号で新たな提案基準の設定を要望してるとおっしゃいましたけども、もうそれについてそういった具体的な先例といいますか、そういうものがあったら教えてください。

○井上議長 高橋理事。

○高橋理事 提案基準のうち個別に新築が建設可能な事例につきましては3つの基準がございます。

まず1つ目の事例としましては、いわゆる分家住宅の建設ですが、基準となる親世帯がその集落に居住している実態があることなどの必要条件が設定されております。

2つ目の事例としましては、50戸以上の住宅に連檐している地域での住宅建設で、都市計画法の線引き前からその土地を所有していること等の必要条件が設定されております。

3つ目の事例としましては、市街化区域に隣接する50戸以上の住宅が連檐する地域においての住宅建設で、隣接する市街化区域内にその半数以上の26戸以上が連檐していることなどが必要となります。

最終的には許可権限を持っている大阪府が判断することとなりますが、御説明しました場合において、調整区域において個別の住宅建設は可能と規定されております。

以上です。

○井上議長 要望お受けします。

○清井議員 50戸連檐とかというのは、前に都計法の43、1、6というのありまして、それは法改正で廃止になりました。そして、集落地での住宅建設では奥千早地区が大

規模既存集落という指定を受けまして、そこでは一定そこに居住する人に限って建設ができるという手法があったんですけど、今提案していただきました3つ目の市街化区域から50戸、それから調整区域で26戸以上連檐ということになってきますと、ここでは個別住宅が可能かな。非常に新しい手口というか手法を考えてもらっておると思います。

それでは、もう要望ですね。

それで、今3月に引き続いて調整区域の開発手法について質問したんですけども、前回は余り具体的な取り組み等は示されませんでしたでしたが、今回は非常にとにかく少し前向きに回答いただいたと思っています。この取り組みは一朝一夕にできることではありませんが、過疎の公示を受けた本村にとっては待ったなしの施策ですので、より多くの人たちに移り住んでいただけるよう、また村から若者が出ていかないよう、市街化区域の調整、土地の利用はもちろんですけども、調整区域の利活用が一日も早くできるよう、村としてしっかり取り組んでいただきたいと思っています。

終わります。

○井上議長 以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで松本村長より挨拶がございます。

○松本村長 12月議会がただいま終わりました。

ことしの12月は非常に暖かい冬ということでございますが、途端に、きのうは私家へ帰るときには2度ぐらいしかございませんで、ちょうど四、五日前から風邪を引きまして、風邪を引いた状態で議会の最終日に臨むということはもうちょっとたるんだかなあと、我ながら皆さんに申しわけないと、次の議会からしゃきっとして議会に臨みたいと思います。

それはそうといたしまして、年末、アメリカのFRBの金利が0.25%に上がると。単純に考えますと、日本の国債の——そのとおりいきますと——利息が25兆円上がるということで、日本の一般会計の4分の1ほど上がるんやなあということを考えまして、これから日本の経済どうなんのかなあと思いながら、ただ、今まち・ひと・しごと、あるいは地方創生、そういう意味で日本政府は一生懸命地方にお金を流すような努力をしてくれておりますので、私どももできるだけそれを上手につかんで村づくりに励んでいきたいと、かように考えておりますので、ぜひとも皆さんの御協力、御支援いただきながら進みたい。特に私どもの村は何をやるにも必ず土地問題で非常に苦労するところでございます。本来もう——森屋地区は別といたしまして——東阪から上あたり行きますと土地の値段はほぼゼロに近いというふうな状況でございますが、地主さんは坪25万円、30万円ということで頭固まっとる人が非常に多い。そういうふうなところもございまして、でき

るだけこれからそういう皆さんとも村の発展のためということで御協力いただきながらやっていきたいと思えます。ぜひ議員の皆さんの御協力お願いして、終わりの挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

○井上議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成27年第4回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後1時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長                    井 上   昭 司

議 員                    山 形   研 介

議 員                    関 口   ほづみ